（収益及び費用に関する規定の準用）

第八条　事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、事業会計規則第十五条の見出し中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、同条第一項から第三項までの規定中「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、同項中「別表第二様式第15の表及び様式第16の表」とあるのは「第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第三」と、「別表第二に掲げる基準」とあるのは「同表に掲げる基準」と読み替えるものとする。

別表第一（第５条及び第６条関係）

［略］

［１～４　略］

５　会計上の見積りに関する注記

６～20　［略］

（記載上の注意）

１　次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することかできる。

⑴　会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第２条第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）又は持分会社（会社法第575条第１項に規定する会社をいう。）の個別注記表　１、５、６及び８から17までに掲げる事項

⑵　会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表　１、５、６、14及び17に掲げる事項

⑶　会計監査人設置会社であって、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表　14に掲げる事項

［２・３　略］

４　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、接続会計財務諸表の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

［⑴～⑶　略］

⑷　収益及び費用の計上基準（事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。）

［⑸　略］

［５・６　略］

７　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。

⑴　会計上の見積りにより当該事業年度に係る接続会計財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る接続会計財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

⑵　当該事業年度に係る接続会計財務諸表の⑴に掲げる項目に計上した額

⑶　⑵に掲げるもののほか、⑴に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

８　［略］

９　［略］

（収益及び費用に関する規定の準用）

第八条　事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第三」と、「別表第二に掲げる基準」とあるのは「別表第三に掲げる基準」と読み替えるものとする。

別表第一（第５条及び第６条関係）

［同左］

［１～４　同左］

［新設］

５～19　［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第２条第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）又は持分会社（会社法第575条第１項に規定する会社をいう。）の個別注記表　１、５及び７から16までに掲げる事項

⑵　会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表　１、５、13及び16に掲げる事項

⑶　会計監査人設置会社であって、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表　13に掲げる事項

［２・３　同左］

４　［同左］

［⑴～⑶　同左］

⑷　収益及び費用の計上基準

［⑸　同左］

［５・６　同左］

［新設］

７　［同左］

８　［同左］